

藤沢市地域福祉計画の改定及び藤沢型地域包括ケアシステムに関する調査等業務 公募型プロポーザル選定要領

(目的)

第1 本要領は、藤沢市地域福祉計画の改定及び藤沢型地域包括ケアシステムに関する調査等業務公募型プロポーザルの実施にあたり、プロポーザルに参加した者（以下「参加者」という。）の中から優先交渉権者を選定するために必要な事項について定めるものとする。

(選定方法)

第2 選定にあたっては、提出書類の内容及びプレゼンテーション・ヒアリング等について評価し、優先交渉権者の選定を行う。

(確認及び審査実施者)

第3 参加者が、当該公募型プロポーザルの募集にあたり定める参加資格を満たしていることの確認は、地域共生社会推進室が行う。

2 提出書類の内容及びプレゼンテーション・ヒアリング等の審査は、藤沢市地域福祉計画の改定及び藤沢型地域包括ケアシステムに関する調査等業務公募型プロポーザル選定委員会が行う。

(選定の基準)

第4 選定基準及び項目は、別紙「藤沢市地域福祉計画の改定及び藤沢型地域包括ケアシステムに関する調査等業務公募型プロポーザル選定基準表」（以下「選定基準表」という。）において定める。

(選定の方法)

第5 第4に定める選定の基準及び項目に基づき評価及び採点を行う。

2 評価は、参加者から提出された企画提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングに基づき、個別の審査項目ごとに評価及び採点を行う。ただし、選定基準票に記載されている審査項目1、2、3、13については事務局審査とし、あらかじめ評価及び採点を行う。

3 参加者が1者のみであった場合にも、企画提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングに基づく審査を実施する。

(優先交渉権者の選定)

第6 第5に定める審査の結果、各評価者が評価した得点を参加者ごとに合計

- し、その合計が最も高い参加者から合計点の高い順に順位を付し、当該順位の合計が最も高い事業者を優先交渉権者とし、次点を第2位優先交渉権者とする。
- 2 前項の場合において、順位の合計点が同点であった場合は、第4に定める選定基準表における審査項目「情報収集及び業務理解_提案の方向性_(1)、知識及び技術_調査設計_(1)、(2)及び計画改定に向けた準備_(1)、(2)について5項目の合計得点の高い参加者を上位の順位者とする。
 - 3 前項の場合において、評価点の合計が最も高い参加者が2者以上あった場合は、委員会にて優先交渉権者及び第2位優先交渉権者を選定する。
 - 4 各選考委員の評価点の平均値が、満点の60%未満である場合、当該提案事業者を優先交渉権者とするかについては、提案内容を踏まえた上で決定する。

以 上